

今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（令和4年8月改訂素案）に関するパブリックコメント実施結果

募集期間：令和4年10月1日（土）～令和4年10月20日（木）

意見提出者数：2人

意見数：11件

No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	<p>IVの1学童保育所における課題への対応状況について、の所で、安定的な事業の継続をどのように図るかということが引き続き課題となっています、とあります。この課題を直営の学童保育所の課題として受け取り、意見します。</p> <p>会計年度任用職員・専門職、アシスタント職についている既存の支援員の退職者を減らす、言い換えれば、経験豊富な人材の確保を継続出来るように、多様な働き方を認めて選択肢を増やしサポートすることで、育児や介護、健康上などの理由でやむを得ない退職や転職を防ぐことになり、安定的な事業の継続を図ることに繋がると考えられるからです。</p> <p>多様な働き方とは、現在の専門職の勤務時間、午前8時15分から午後7時まで、月124時間となっているものを、午後5時または午後6時までとした時短勤務を可能にし、育児や介護、健康上の理由で退職を考えている人材を継続して働くことが出来るようにサポートしていくことです。もちろん、規定の勤務時間で働く専門職とは報酬の差が出てしまいますが、キャリアを積みながら継続して働くことで、育児や介護が落ち着いたらまた、規定の勤務時間で勤務してもらうことが出来ます。</p> <p>この時短勤務の対象者は、会計年度任用職員・専門職、アシスタント職の面談時や年度途中での本人の申請により可能とし、市側としては、ある程度の条件を考えておく必要があると思います。例えば、育児が理由なら18歳未満の子どもがいる、などです。そして、時短勤務の条件を満たしていても時短勤務を望まない場合には、規定の勤務時間で働いていただきます。結果、時短勤務という選択肢があることで、職員募集のハードルを下げ、新たな人材の確保にも繋がるのではないかと考えます。</p>	<p>学童保育所における会計年度任用職員（専門職・アシスタント職）の勤務体制は、シフト制としており、日によって、午後5時または午後6時までの勤務も可能な体制となっております。シフトの調整にあたっては、会計年度任用職員の意見も踏まえながら、柔軟に対応していますが、引き続き、職員の多様な働き方に応じた学童保育所の運営を行ってまいります。</p> <p>また、育児や介護により、勤務の継続が困難な場合であっても、所定の要件のもと、本人の申請に基づき、育児休業、介護休暇などの取得や部分休業での勤務ができる制度を導入しております。</p>
2	<p>専門職の時短勤務を可能とすると、開所時間帯の専門職の人員体制が問題となってきます。そこで、放課後児童支援員の資格を持つアシスタント職の勤務時間を午後6時から午後7時への変更を提案します。もちろん、専門職に必要な他の資格を持つアシスタント職も含めます。そして午後7時まで勤務する場合は、報酬の増額が必須です。</p> <p>この様に、多様な働き方を認め選択肢を増やし、やむを得ない退職者を減らしていけば、長い開所時間帯の人員体制も経験豊富な人材で整い、安定的な事業の継続に繋がっていくと考えます。</p>	<p>学童保育所の専門職となるために必要な資格を持つアシスタント職の勤務時間を、「午後6時まで」から「午後7時まで」とした場合、夜間の職員配置が充実する一方で、日中の最も利用児童数が多い時間帯の職員配置が不足する可能性があります。既に会計年度任用職員（専門職）の時短勤務の取得が可能な制度を導入している中で、適切に学童保育所の運営が行えていることから、アシスタント職の勤務時間の変更は考えておりませんが、ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
3	<p>「Ⅲ 学童保育所における課題について 1. 安定的な事業の継続」の3～6行目 ◇修正意見 運営者がいずれであっても職員の確保は必要なことからであること、運営者がいずれであるかによって児童数（推計）は変わらないこと、計画にある文言（用語）であるために伝わりにくい、などがあります。よって、下記文言に置きかえる、補足説明をする等を検討してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育の量の見込み → 学童保育の利用が見込まれる児童数の見込み ・直営の学童保育所への → 市内の各学童保育所への ・当面の間は、現状程度の職員体制が必要 → 入所児童数に応じた、十分な職員の確保が必要 	<p>今回の運営方針の改訂にあたりましては、運営方針策定前と現在の学童保育所の運営状況に変更が生じている内容があることから、改訂を行うこととしております。ご意見をいただいた箇所につきましては、現行の運営方針の文言を基本にししながら、現在の状況に合わせて時点修正をした記載としております。このことから、ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>「Ⅲ 学童保育所における課題について 1. 安定的な事業の継続」、4ページ部分 「労働市場におけるいわゆる人手不足の状況」に加え、「採用にあたっての資格要件」が課題となり募集しても応募がなかった、との説明です。また、市が考える「影響を緩和」したのちに職員募集を行ったものの採用に至らなかった、ともあります。 根本的な部分で、対応策（や方向性）が違うのではないのでしょうか。学童保育で働く職員や専門家、利用児童保護者を含めた市民が参画して、共に考えあう場を設ける必要があると考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>直営の学童保育所においては、運営を担う会計年度任用職員（専門職）の採用をめぐることは、労働力不足などを背景に、今後も困難な状況が見込まれるなか、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかということが引き続き課題となっております。</p> <p>一方、民間活力を導入した学童保育所においては、事業者の持つ多様な人材確保策の中で、様々な任用形態や運営形態などの民間のノウハウが活かされ、人員体制が整えられたうえで、延長育成を含めた安定的な事業の継続という課題に対応することができていることから、課題への対応状況も踏まえ、民間活力の導入が引き続き有効な方策と考えております。</p> <p>また、本運営方針の改訂にあたっては、今回のパブリックコメントのほか、子ども・子育て会議でもご意見を伺っております。このことから、ご意見にありません検討の場につきましては、設ける予定はありません。</p>
5	<p>「Ⅲ 学童保育所における課題について 2. 延長育成」の冒頭～7行目の説明 全利用児童保護者へのアンケート調査を行ったことは評価します。しかし、改訂素案ではアンケート調査結果を確認することができません。当時の状況説明にとどまるものではありませんが、「令和4年改訂版」とする際には（当時のアンケート結果を）「運営方針」に含めるようにしてください。 また、平成31年（2019年）頃と今とでは、（コロナ禍もあり）保護者の就労実態に変化が見られることと思います。今後さまざまな計画や方針を見直す際には、改めて、全ての利用児童保護者に対してのアンケート調査をしていただくよう、お願いします。</p>	<p>学童保育所の延長育成等に関するアンケート調査（平成31年4月下旬～令和元年5月中旬）の集計結果につきましては、ご意見にあるように、延長育成についてのこれまでの状況説明を記載していることから、運営方針に掲載する考えはありませんが、集計結果を掲載している東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画を、市ホームページ等で引き続き公開しております。</p> <p>また、それぞれの計画や方針の策定等にあたっては、趣旨や背景により、必要に応じてアンケート等の実施を検討するものと考えております。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
6	<p>「Ⅲ 学童保育所における課題について 2. 延長育成」の下から6行目～文末まで 以前は「児童15名に対して職員1名」の配置を行っていたものを変更していますが、この変更については、子ども・子育て会議で議論していません（条例改正のあとに、子ども・子育て会議で資料配付し、口頭説明したのみで質問は一切受け付けなかった）。</p> <p>「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」をあらたに策定する際には、子ども・子育て会議で議論し、意見募集もしました。「国の省令に合わせ」るから意見を聞く必要がない、理由を説明しなくてもいい、子ども・子育て会議で議論しなくてよい、ということにはなりません。また、厚生労働省令第63号(以下、省令基準と略)第4条の2において「最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない」とあります。「国の省令に合わせ」た結果、東久留米市の基準が「低下した」ととれますが、いかがお考えでしょうか。</p>	<p>令和4年4月からの3校区5学童保育所の民間活力の導入の際に、直営の学童保育所において、延長育成に対応する人員体制が見込めたことから、令和4年4月から直営の学童保育所での延長育成の実施を開始しております。</p> <p>また、会計年度任用職員の採用が困難な状況が継続しており、こうした社会情勢において安定的な事業の継続という課題が引き続きある中、この機に延長育成というサービス拡充をしながら、おおむね40人ごとに2人の支援員による運営を行っております。こうした運営を行うことが最低基準を理由として運営を低下させることには当たらないものと認識しております。</p> <p>なお、本運営方針の改訂にあたっては、今回のパブリックコメントのほか、子ども・子育て会議でもご意見を伺っております。</p>
7	<p>「Ⅳ 学童保育所における課題への対応状況について 1. 学童保育所における課題への対応状況」 1行目 直営の学童保育所の職員は2020年度から「会計年度任用職員（パートタイム）」となりました。この、会計年度任用職員（パートタイム）であることが、就労を継続できない（しにくい）理由の一つではないかと考えますがいかがでしょうか。個々の事情により、短時間や週に数日の勤務を希望する（＝いわゆる扶養の範囲で働く）方もいますが、安定した労働条件（＝正規職員、またはフルタイム雇用）のもと働き続けることを希望する方もいます。後者の場合、別の業種への転職や、他地域で就労することを選ぶのではないのでしょうか。</p>	<p>学童保育所における会計年度任用職員（専門職・アシスタント職）については、令和2年4月の制度移行において、制度移行前の勤務時間数や報酬等の勤務条件、休暇・休業制度は継続しております。</p> <p>また、会計年度任用職員の制度では、期末手当の支給対象になるとともに、部分休業、介護時間制度などが新設されております。</p>
8	<p>「Ⅳ 学童保育所における課題への対応状況について 1. 学童保育所における課題への対応状況」 一番最後の段落 「民間活力の導入」をするか否かではなく、放課後児童健全育成事業の実施責任のある東久留米市は、運営者がいずれであっても、育成内容の充実を図る必要があると考えます。どのように育成内容の充実を図るのか、実施主体として、具体的に示してください。</p> <p>また、「運営のノウハウを活かして育成内容の充実が図れ」るのは、民営だからでしょうか。直営では、運営のノウハウはなく育成内容の充実が図れないということでしょうか。「民営だから（できる）」であればその理由と、直営では出来ない理由もあわせて示してください。</p>	<p>東久留米市における学童保育事業は、厚生労働省の示す「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを基本として事業を行っております。</p> <p>直営の学童保育所におきましては、職員の研修の機会の確保に努め、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得・維持向上に努めておりますが、民間活力の導入におきましては、公募型プロポーザル方式により選定することで、民間による運営のノウハウを活かした様々な企画提案が期待でき、育成内容の充実が図れるものと考えております。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
9	<p>「IV 学童保育所における課題への対応状況について 1. 学童保育所における課題への対応状況」 一番最後の行</p> <p>「民間活力を導入することが、安定的な事業の継続を図るための有効な方策」であると考え、この根拠を示してください。あわせて、民営ではできて直営では実現できない、ことはない（実際に正規職員を配置している自治体も複数ある）と考えますが、東久留米市では「民営でない」と安定的な事業の継続が図れない理由を、明確に示してください。</p>	<p>直営の学童保育所においては、運営を担う会計年度任用職員（専門職）の採用をめぐっては、労働力不足などを背景に、今後も困難な状況が見込まれるなか、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかということが引き続き課題となっています。</p> <p>一方、民間活力を導入した学童保育所においては、事業者の持つ多様な人材確保策の中で、様々な任用形態や運営形態などの民間のノウハウが活かされ、人身体制が整えられたうえで、延長育成を含めた安定的な事業の継続という課題に対応することができていることから、課題への対応状況も踏まえ、民間活力の導入が引き続き有効な方策と考えております。</p>
10	<p>「V 今後の学童保育所の運営方針について 1. 今後の学童保育の運営方針（2）業務委託をする学童保育所」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイトルが「業務委託をする学童保育所」なのに、これからどうするかの内容が示されていません。どのように「契約」をするのか？の内容になっているように思うので、内容にあったタイトルに変更した方がよいのではないのでしょうか。 ・「運営等のスケールメリット」の意味がつかめません。伝わりやすい表現に置き換えてください。 ・「複数校区の学童保育所へ同一事業者での業務委託を検討」する理由を具体的に示してください。 ・「5年間の長期継続契約」とありますが、「5年間」とする理由はなんですか？また、「5年」と「運営方針」で定める理由も示してください。 	<p>今回の運営方針の改訂にあたりましては、運営方針策定前と現在の学童保育所の運営状況に変更が生じている内容があることから、改訂を行うこととしています。「業務委託をする学童保育所」につきましては、これまで具体的な内容は東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画で示してきています。や、これまでの業務委託の状況を踏まえ、現在の状況に合わせて時点修正をした記載としております。</p> <p>また、業務委託にあたっては、規模による事業の安定性やコスト面での効果から、複数校区の学童保育所へ同一事業者での業務委託を行ってきており、課題への対応状況を踏まえ、今後もこれまでの業務委託と同様に複数校区への同一事業者での業務委託を検討していくとしています。</p> <p>なお、契約の期間につきましては、令和元年度に実施しました保護者向けの説明会におきまして、一部の保護者の方から、短期間で事業者が替わる可能性があることに対するご意見があり、市としましても、事業の安定性など、長期間にわたって安定的に育成支援を行えることが望ましいとの考えから、安定的な事業の継続という課題への対応として、本運営方針において、契約期間5年を基本とするとしております。</p>
11	<p>「V 今後の学童保育所の運営方針について 1. 今後の学童保育の運営方針（3）今後の運営方針について」</p> <p>「業務委託の拡大等について、引き続き検討」とあります。改定素案の冒頭、「I はじめに 1. 運営方針の改訂について」の4行目に「庁内プロジェクトチーム」の報告や検討との文言はありますが、本方針のいずれにも市民の意見を聞いたことが記されていません。是非、今後検討する際には、学童保育で働く職員、利用児童保護者、市民を含めた検討の場を設けてください。</p>	<p>今回の運営方針の改訂にあたりましては、運営方針策定前と現在の学童保育所の運営状況に変更が生じている内容があることから、改訂を行うこととしており、今回のパブリックコメントのほか、子ども・子育て会議でもご意見を伺っております。</p> <p>また、これまで業務委託の拡大の具体的な内容は、東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画で示してきています。</p> <p>このことから、ご意見にあります検討の場につきましては、設ける予定はありません。</p>